

公 示

準特定地域における期間限定減車の取扱いについて

制 定	平成23年	5月24日	
一部改正	平成24年	3月30日	九運公第72号
一部改正	平成25年	3月25日	九運公第54号
一部改正	平成26年	1月24日	九運公第72号
一部改正	平成27年	3月23日	九運公第53号
一部改正	平成28年	7月20日	九運公第21号
一部改正	平成29年	7月31日	九運公第27号
一部改正	平成30年	7月27日	九運公第34号
一部改正	令和元年	7月31日	九運公第29号
一部改正	令和2年	7月30日	九運公第25号
一部改正	令和3年	7月30日	九運公第38号
一部改正	令和4年	7月29日	九運公第28号
一部改正	令和5年	8月3日	九運公第42号

準特定地域における期間限定減車の取扱いについて、下記のとおり定めたので公示する。

平成23年 5月24日

九州運輸局長 玉木 良知

記

・準特定地域における期間限定減車の要件

(1) 対象地域の指定

準特定地域における一般タクシー事業者の一般タクシー車両の車両数の合計が、九州運輸局が示した当該準特定地域の適正車両数の幅の上限値を下回った場合に、当該準特定地域を期間限定減車の対象地域として指定することとし、当該指定は公示（以下「地域指定公示」という。）により行うこととする。

(2) 期間限定減車期間

令和5年8月1日から令和6年1月31日までとする。

(3) 期間限定減車対象事業者及び車両

- ① 対象事業者は、基準車両数からの減休車率が、地域指定公示に定める割合以上である一般タクシー事業者（特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号、以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第2条第2項に規定する一般乗用旅客自動車運送事業者をいう。以下同じ。）とする。
- ② 対象車両は、対象地域における一般タクシー車両（タクシー適正化・活性化法第2条第9項に規定する事業用自動車をいう。以下同じ。）であって、九州運輸局長が当該地域を対象地域として指定した時点、又は期間限定減車を実施しようとする事業者が上記①の要件に合致した時点のいずれか遅い日時点以降に当該事業者が減車する車両とする。

(4) 期間限定減車車両の取扱い

- ① 期間限定減車を実施しようとする対象事業者は、道路運送法第15条第3項に規定する事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（別紙様式1）を当該変更に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出することとする。
- ② 期間限定減車期間中にその減車分の車両を増車する場合には、タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請（別紙様式2）を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出することとする。
- ③ 期間限定減車期間満了後にその減車分の車両を増車する場合には、期間満了前にタクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請を当該増車に係る営業所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出し、当該事業計画の変更認可後3ヶ月以内に増車を実施することとする。
なお、期間満了時までには、タクシー適正化・活性化法に基づく事業計画の変更認可申請が提出されなかった場合には、増車しない分の車両は期間満了をもって減車として取り扱うこととする。

(5) その他

- ① (4)②及び③の事業計画の変更認可申請の認可にあたっては、「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督

上必要となる措置の実施について(平成26年1月24日付け九運公第65号)」
(以下「措置公示」という。)のⅡ. 1、2及び6の規定は適用しないこととする。

- ② 措置公示のⅢ. 監査の特例及び「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法に基づき実施する一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力の減少に伴う違反点数の特例措置について(平成22年3月29日付け国自安第173号・国自旅第320号)」の3. 違反点数特例措置については、期間限定減車による減車は基準車両数からの減少として取り扱わない。

附 則

この公示は、平成23年5月24日から適用する。

附 則(平成24年3月30日付け九運公第72号)

この公示は、平成24年3月30日から適用する。

附 則(平成25年3月25日付け九運公第54号)

この公示は、平成25年3月25日から適用する。

附 則(平成26年1月24日付け九運公第72号)

この公示は、平成26年1月27日から適用する。

附 則(平成27年3月23日付け九運公第53号)

この公示は、平成27年3月23日から適用する。

附 則(平成28年7月20日付け九運公第21号)

この公示は、平成28年8月1日から適用する。

附 則(平成29年7月31日付け九運公第27号)

この公示は、平成29年8月1日から適用する。

附 則(平成30年7月27日付け九運公第34号)

この公示は、平成30年8月1日から適用する。

附 則(令和元年7月31日付け九運公第29号)

この公示は、令和元年8月1日から適用する。

附 則(令和2年7月30日付け九運公第25号)

この公示は、令和2年8月1日から適用する。

附 則(令和3年7月30日付け九運公第38号)

この公示は、令和3年8月1日から適用する。

附 則(令和4年7月29日付け九運公第28号)

この公示は、令和4年8月1日から適用する。

附 則(令和5年8月3日付け九運公第42号)

この公示は、令和5年8月1日から適用する。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更の事前届出書（期間限定減車）

年 月 日

九州運輸局 ○○運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代 表 者 名

道路運送法第15条第3項及び道路運送法施行規則第15条第2項で準用する同規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更するので届出いたします。

1 氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
2 変更しようとする事項	・営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数並びにタクシー及びハイヤーの別ごとの数
3 実施期間	年 月 日 から 令和6年1月31日
4 その他	

変更に係る新旧対照表

営業所名	新旧の別		新			旧		
	種別		一般車両		特殊車両	一般車両		特殊車両
	タクシー	ハイヤー	タク	ハイ		タク	ハイ	

※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特殊車両（一般車両以外の事業用自動車）の別とする。

一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く。）の
事業計画（事業用自動車の数）変更認可申請書

（平成23年5月24日付け「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」
に基づく期間限定減車車両に係る増車）

年 月 日

九州運輸局 ○○運輸支局長 殿

住 所
氏名又は名称
代表者名

道路運送法第15条第1項及び道路運送法施行規則第14条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の事業計画（事業用自動車の数）を次のとおり変更したいので認可申請いたします。

氏名又は名称及び住所並びに代表者氏名	
変更しようとする事項	・営業所ごとに配置する事業用自動車の数並びに種別ごとの数並びにタクシー及びハイヤーの別ごとの数
実施予定日	令和 年 月 日
その他	

変更に係る新旧対照表

新旧の別 種別 タクシー・ハイヤーの別 営業所名	新				旧			
	一般車両		特種車両	計	一般車両		特種車両	計
	タク シー	ハイ ヤー			タク シー	ハイ ヤー		

※ 種別は、一般車両（一般の需要に応じることができる事業用自動車）及び特種車両（一般車両以外の事業用自動車）の別とする。

【添付書類】

1. 当該期間限定減車届けの写し
(「準特定地域における期間限定減車の取扱いについて」に基づく期間限定減車)
2. 営業所における配置車両数が増加する場合は、当該増加後に必要となる自動車車庫の面積を示す書面
3. 自動車車庫の面積に余裕が少ない場合は車両の収納状況を示す平面図等の書面
4. 当該届出が増車の届けである場合には、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示(平成17年国土交通省告示第503号)で定める基準に適合する任意保険又は共済に計画車両の全てが加入する計画があることを証する書面(契約申込書の写し、見積書の写し、宣誓書等)